

平成 28 年予備試験 民法

問題文

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

【事実】

1. A は、自宅の一部を作業場として印刷業を営んでいたが、疾病により約 3 年間休業を余儀なくされ、平成 27 年 1 月 11 日に死亡した。A には、自宅で同居している妻 B 及び商社に勤務していて海外に赴任中の子 C がいた。A の財産に関しては、遺贈により、A の印刷機械一式（以下「甲機械」という。）は、学生の頃に A の作業をよく手伝っていた C が取得し、自宅及びその他の財産は、B が取得することとなった。

2. その後、B が甲機械の状況を確認したところ、休業中に数箇所の故障が発生していることが判明した。B は、現在海外に赴任している C としても甲機械を使用するつもりはないだろうと考え、型落ち等による減価が生じないうちに処分をすることにした。

そこで、B は、平成 27 年 5 月 22 日、近隣で印刷業を営む知人の D に対し、甲機械を 500 万円で売却した（以下では、この売買契約を「本件売買契約」という。）。この際、B は、D に対し、甲機械の故障箇所を示した上で、これを稼働させるためには修理が必要であることを説明したほか、甲機械の所有者は C であること、甲機械の売却について、C の許諾はまだ得ていないものの、確実に許諾を得られるはずなので特に問題はないことを説明した。同日、本件売買契約に基づき、甲機械の引渡しと代金全額の支払がされた。

3. D は、甲機械の引渡しを受けた後、30 万円をかけて甲機械を修理し、D が営む印刷工場内で甲機械を稼働させた。

4. C は、平成 27 年 8 月に海外赴任を終えて帰国したが、同年 9 月 22 日、B の住む実家に立ち寄った際に、甲機械が B によって無断で D に譲渡されていたことに気が付いた。そこで、C は、D に対し、甲機械を直ちに返還するよう求めた。

D は、甲機械を取得できる見込みはないと考え、同月 30 日、C に甲機械を返還した上で、B に対し、本件売買契約を解除すると伝えた。

その後、D は、甲機械に代替する機械設備として、E から、甲機械の同等品で稼働可能な中古の印刷機械一式（以下「乙機械」という。）を 540 万円で購入した。

5. D は、B に対し、支払済みの代金 500 万円について返還を請求するとともに、甲機械に代えて乙機械を購入するために要した増加代金分の費用（40 万円）について支払を求めた。さらに、D は、B 及び C に対し、甲機械の修理をしたことに関し、修理による甲機械の価値増加分（50 万円）について支払を求めた。

これに対し、B は、本件売買契約の代金 500 万円の返還義務があることは認めると、その余の請求は理由がないと主張し、C は、D の請求は理由がないと主張している。さらに、B 及び C は、甲機械の使用期間に応じた使用料相当額（25 万

円) を支払うよう D に求めることができるはずであるとして、D に対し、仮に D の請求が認められるとしても、D の請求が認められる額からこの分を控除すべきであると主張している。

〔設問〕

【事実】 5 における D の B に対する請求及び D の C に対する請求のそれぞれについて、その法的構成を明らかにした上で、それぞれの請求並びに【事実】 5 における B 及び C の主張が認められるかどうかを検討しなさい。

解説

第1 甲機械に代えて乙機械を購入するために要した増加代金分の費用（40万円）について

D の B に対する請求の根拠は、履行不能に基づく損害賠償請求（415 I）である。

問題となる要件は、損害（又は因果関係）だろう。

D は、甲機械に代えて乙機械を購入するために要した増加代金分の費用 40 万円が損害であるとしているが、もともと甲機械の修理費用として 30 万円を支出する予定であったことからすれば、10 万円のみが損害であるというべきだろう。

※ 平成 29 年改正前は、他人物売買に関して、561 条が、「前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の時においてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができない。」と規定し、悪意の買主の損害賠償請求を否定していた。もっとも、判例は、他人物売買であることに悪意である場合であっても、415 条に基づく損害賠償請求は可能であるとしていた（最判昭 41.9.8 【百選 II 49】）。

ただし、このように考えると、561 条が無用となってしまうおそれがあることから、学説上は、売主が権利の移転を買主に保証していたような事案に限り、債務不履行に基づく損害賠償請求を認めようとするものがあった。出題趣旨の「特に、他人物売買であることについて買主が悪意であるが、売主から確実に権利を移転することができると説明されていた点をどのように評価するか」との指摘は、この学説を意識したものであると考えられる。

平成 29 年改正後は、帰責事由の有無（415 I ただし書）の判定に際し、当事者間のリスク分配という視点から、上記議論が引き継がれるとの指摘がある。

第2 甲機械の修理による甲機械の価値増加分（50万円）について

1 D の B に対する請求

請求の根拠は、不当利得返還請求（703, 704）である。必要費償還請求（196 I）も考えられるが、その場合請求額は実際に支出した 30 万円に限られることになるから、D の請求の全てを基礎付けることができない。

しかし、B は、甲機械の所有者ではないから、甲機械の価値増加分の「利益」がない。

したがって、D の B に対する請求は認められない。

2 D の C に対する請求

請求の根拠は、やはり不当利得返還請求である。

問題は、C に対して 50 万円の請求が認められるかである。

D が支出した額が 30 万円であるのに対して、C に生じている利得が 50 万円である場合、請求の範囲についていかに解すべきか。

このような場合、投下された権利が他人の物のために「利用されたこと」自体が他人の「受益」であって、物の価値の増大が「受益」となるのではないとされる

(例えば、必要費償還請求を定める 196 条 1 項は、物の価値の増加を問題としていない。)。

したがって、30 万円に限られることになる。

※ 学説上は、そもそもこのようなケースでは必要費償還請求という特則があるのだから、不当利得の一般規定は適用されないと指摘されている。

そのため、このような不当利得（費用利得と呼ばれる。）が問題となるケースは非常に限定的であることになる（例えば、自分の水田上にまかれた農薬が突風に流されて、隣の水田にほとんど散布される結果となったという場合）。

第3 甲機械の使用期間に応じた使用料相当額（25 万円）について

1 D の B に対する返還義務

平成 29 年改正前、他人の権利の売買において、売主がその売却した権利を買主に移転することができないときは、解除が認められていた（改正前 561）。そして、判例は、改正前 561 条で売買契約が解除された場合、買主は売主に対して、目的物の使用利益の返還義務を負うとしていた（最判昭 51.2.13 【百選Ⅱ 45】、以下「昭和 51 年判決」という。）。

これは、平成 29 年改正後も、契約が債務不履行解除された場合に同様に妥当すると解されている。

したがって、D は、B に対して、25 万円を返還しなければならない。

2 D の C に対する返還義務

D は、他人物売買であることに悪意の占有者であるから、所有者である C に対しても、目的物の使用利益の返還義務を負うことになる（190）。

しかし、このように、買主に二重の負担を強いる結果となるのは妥当ではないと指摘されている。そのため、この点については何らかの調整が必要となろう（例えば、昭和 51 年判決は買主が善意のケースであるから、買主が悪意のケースは射程外であるとし、D は C に対してしか返還義務を負わない、又は、D は、B 若しくは C のいずれか一方に対して使用利益を返還すれば、返還義務を免れるなどとすることが考えられる。）。

〔出題の趣旨〕

本設問は、①他人物売買において売主が権利を買主に移転することができなかつたことを理由に買主が契約を解除した場合に、買主は、売主に対してどのような請求をすることができるか（特に、他人物売買であることについて買主が悪意であるが、売主から確実に権利を移転することができると説明されていた点をどのように評価するか、）、②他人物売買が解除された場合に、買主と目的物の所有者との間では、どのような清算をするのが相当か、さらには、③これらの検討を通じて、他人物売買の売主、買主、目的物の所有者の三者間の利害調整をいかにして図るのが相当かを問うものであり、これにより、幅広い法的知識や、事案に即した分析能力、論理的な思考力があるかどうかを試すものである。

模範答案

- 1 第1 DのBに対する請求について
- 1 支払済みの代金500万円についての返還請求について
- 甲機械は、AがCに対して遺贈した（964条、985条1項）ものであり、その所有権はCにあるから、本件売買契約は他人物売買（561条）に当たる。
- そして、Cは、Dに対し、甲機械を直ちに返還するように求めているから、もはやBはDに対してその所有権を取得して移転させることはできないといえ（412条の2第1項）、Dは、Bに対して、履行不能解除をすることができる（542条1項1号、543条）。
- 上記請求は、解除による原状回復請求（545条1項本文）としてなされたものであり、Bが本件売買契約の代金500万円の返還義務があることは認めているように、この請求は認められる。
- 2 甲機械に代えて乙機械を購入するために要した増加代金分の費用（40万円）について
- (1) 売主が、その責めに帰すべき事由により当該権利を取得して買主に移転することができなかつたときは、買主は、債務不履行の一般原則（415条）に従って、損害の賠償を請求することができる。
- 本問では、BはDに対して甲機械の所有権を移転することができないから履行不能であり（同条1項本文）、また、Cに確認することもなく、軽率にも確実に処分に関する許諾が得られるであろうと判断し、本件売買契約を締結しているから、帰責事由（同項ただし書）も認められる。なお、確かに、Dは、甲機械の所有者はCであるこ
- 2 と、甲機械の売却について、Cの許諾はまだ得ていないことをBから伝えられており、甲機械の所有権を取得できないリスクを認識していた。もっとも、確実に許諾を得られるはずなので特に問題はないとも伝えられていたから、甲機械の所有権の取得にかかるリスクは、Bが引き受けたものと認められる。そのため、上記Dのリスク認識は、帰責事由の不存在を基礎づけるには足りず、あくまでも過失相殺（418条）の判断の中で考慮されるにすぎない。
- したがって、DはBに対して損害賠償請求をすることができる（415条1項、同条2項3号）。
- (2) もっとも、「損害」額は10万円に限られるべきである。
- 「損害」とは、債務不履行がなかつたならあったであろう財産状態と現在の財産状態との差額をいうところ、Bは、Dに対し、本件売買契約の際に甲機械には故障がある旨、これを稼働させるためには修理が必要である旨を説明しており、売買代金500万円はもちろんのこと、甲機械の修理費である30万円をDが負担することが予定されていたといえる。そうすると、本件売買契約が履行不能になることにより、DがEから乙機械を540万円で購入せざるを得なくなつたことによって被つた「損害」は、その差額である10万円となる。
- したがって、Dは、10万円の限度で上記請求をなし得る。
- 3 甲機械の修理による甲機械の価値増加分（50万円）について
- これは、Dが甲機械の修理費30万円を支出し（「損失」）、それによって甲機械の価値が増加したこと（「利益」）を理由とする不当利得に基

3 づく返還請求を法的根拠とするものである（703条、704条）。必要費償還請求（196条1項）も法的根拠として考えられるが、その場合請求額は実際に支出した30万円に限られることになるから、Dの請求の全てを基礎付けることができない。

しかし、いずれにしても、甲機械の所有権はCに帰属し、甲機械は既にCに返還されているから、Bには「利益」が存在しない。

したがって、上記請求は認められない。

4 Bの主張の当否

Bは、甲機械の使用期間に応じた使用料相当額（25万円）をDの請求額から控除するよう主張しているが、これは、債務不履行解除（履行不能解除）に伴う原状回復義務を根拠とするものである（545条1項、3項参照）。この点について、Bは甲機械の所有権を有しないものの、原状回復義務は契約当事者間に生じるものであるから、所有権の存否とは関係がない。

したがって、Bの主張は認められる。

ただし、Dは、下記のようにCに対しても使用料相当額を返還しなければならないから、二重払の危険を負うことになる。そのため、いずれか一方に対してこれを支払えば（いずれか一方との関係で控除されれば）、支払義務を免れると解すべきである。法的構成としては一種の不真正連帯債権であると解すればよい。

5 Dの請求の当否

Dは、Bに対して、485万円の支払を請求することができる。

4 第2 DのCに対する請求について

1 法的構成及び請求の当否

DのCに対する請求も、不当利得返還請求を根拠とするものである。

しかし、Dが支出した甲機械の修理費は30万円であるから、「損失」はその限度でしか認められない。

本来DのCに対する請求は必要費償還請求によって基礎付けられるべきであり、その場合の請求額が実際に支出した費用（30万円）の限度であることからも、そのように解すべきである。

Dには、30万円の限度で「損失」があり、一方で、Cには「利益」があり、両者の間の因果関係も認められる。また、Cの「利益」には「法律上の原因」がないから、DはCに対して30万円の限度で、上記請求をなし得る。

2 Cの主張の当否

CもBと同様の主張をしているが、これは果実返還請求権（190条1項）を根拠とするものである。上記のように、Dは、甲機械が他人（C）所有であって、本件売買契約によって所有権の移転を受けられないことを知っていたから、「悪意の占有者」である。

したがって、「果実」の「返還」をしなければならないから、Cの主張は認められる。ただし、DはB又はCのいずれか一方に対して支払えば免責されることは、上記のとおりである。

3 Dの請求の当否

Dは、Cに対して、5万円の支払を請求することができる。以上